

# 日米地位協定の見直しを全国から

山崎 幹 根

沖縄県の普天間基地を名護市辺野古に移設する問題は、昨年一二月に最高裁判所が沖縄県の主張を退け、国の主張を認めたことにより県の敗訴が確定した。その後、新基地の建設工事の進行を食い止めるために、県は今年六月に新たな差止訴訟を提起し、国と沖縄県の基地問題をめぐる司法の場での争いは第二ラウンドを迎えた。

改めて指摘するまでもなく、国と地方自治体が争う訴訟で、自治体が勝訴するケースは非常に少ない。また、米軍基地の移設の是非という争点は政治的な次元で決定され、また、見直される余地もあることから、司法の場で本質的な解決が導かれるものではない。それでも沖縄県が訴訟という手段を選択した背景には、翁長雄志知事が法廷での陳述を通じて、沖縄県に米軍基地が集中し多くの被害を生じさせている現状や、沖縄県がこのような状況に置かれてきた歴史的な経緯、国による一連の行為が地方自治の原則と相容れない現実を、広く全国に訴える意図があった。換言すれば、辺野古訴訟は日本国政府のみならず、他の都道府県も日米安保条約下の基地問題、負担の偏重にどのように向き合うべきかが問われたのであった。こうした状況の打開

は極めて困難な作業であり、現在に至るまで実弾砲撃演習の本土移転など一部の事案が実行されたに過ぎない。

抜本的な解決策が見出せない中、一見、地味に見えるが重要な手がかりとなりうるのが、都道府県が共同して日米地位協定の改正を日米両政府に訴え、交渉する行動の具体化である。

周知のとおり沖縄県における基地問題を深刻化させているのは、米軍基地・施設の集中のみならず、米軍・軍人が引き起こす事件・事故に対して、日米地位協定によって日本側が捜査、調査する権限を阻まれているという事情がある。

今年八月、北海道でも初めてアメリカ海兵隊の輸送機であるオスプレイを使用した訓練が行われた。オスプレイは各地で墜落事故やトラブルを引き起こしており、その安全性に對して、また、事故原因が地元自治体に十分に説明されていないことに對して、多くの批判が寄せられている。オスプレイに対する反対や懸念の声にもかかわらず日米共同訓練は行われたが、結果としてオスプレイの飛行を契機に北海道は、沖縄県と同じ問題を共有し、その解決に向き合う必要に直面した。

実は、基地問題や日米地位協定の改正を訴える全国組織として、一五都道府県によって

構成されている渉外関係主要都道府県知事連絡協議会がある。この協議会の交渉の結果、二〇一五年に環境補足協定が締結された。また、協議会は今年八月にも日米両政府に対して要請を行っている。しかしながら、環境補足協定に関しては、沖縄県内から実効性を疑問視する声が寄せられているし、今年九月、翁長知事は独自に沖縄県が作成した日米地位協定の改正案を日米両政府に提出した。協議会を構成する都道府県知事が沖縄県の主張に共鳴し、今まで以上に積極的な行動を展開する余地は多分にある。

ところで戦後、国と地方自治体との間で行われた法的紛争の中で注目を浴びた事件に、保育所設置に際して地方自治体が被った超過負担問題解消のために提起された摂津訴訟がある。裁判では原告である摂津市の訴えは退けられ敗訴したものの、超過負担問題は改善された。その背景には、摂津市の提訴を、摂津市議会、大阪府市長会が政治的な立場を超えて支持し、また、当時の革新市長会もこれを支援したという運動の広がりがあったことは改めて想起されるべきである。

米軍の基地問題や訓練に対する異議申し立てには、様々な方法があり得る。日米地位協定の見直しの実現は容易ではないが、オスプレイが全国各地を飛来することになった現在、沖縄県だけではなく、全国の都道府県が共同して日米両政府と折衝する行動力が求められている。

へやまざき みきね・北海道大学大学院法学研究科教授